

税務キャッチ・アップ

地方税関係

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の拡充・延長

1 はじめに

個人のふるさと納税は年々活気を帯びているが、同様の企業版ふるさと納税はあまり活用されていない。平成28年度改正で創設された税制が、今回の改正は企業版ふるさと納税の寄附を地方創生効果が高い事業に対して法人が行うときに、地方公共団体にとっては対象枠の増加、企業については寄附金の枠が拡大されている。本稿では、企業版ふるさと納税改正前及び改正後の制度について検証する。

2 改正前制度の概要

企業版ふるさと納税は、志ある企業が寄附を通じて地方公共団体の行う地方創生事業の取組を応援した場合に税制上の優遇措置が受けられる仕組みである。対象事業を国が認定し、地方公共団体の地方創生プロジェクトに企業が寄附を行った場合に、損金算入措置による約3割の税の軽減効果に加え、寄附額の約3割が税額控除される。損金算入による軽減効果(寄附額の3割)と合わせて最大で寄附額の6割が軽減され、実質的な企業の負担は約4割まで圧縮されている。

3 令和2年度税制改正法

① 制度の概要

伸び悩む企業の寄附をテコ入れする目的により、改正案では税額控除の割合を現行の2倍に引上げ、税の軽減効果を最大約9割(現行約6割)に広げ、実質的な企業の負担を1割程度に

することとする。

制度の期限を地方創生の更なる充実・強化に向け、企業が利用しやすくなるよう、寄附できる時期を柔軟にするなど手続きも緩和し、地方創生に意欲的な自治体への寄附を促すこととなる。

地方創生プロジェクトにとっては、地域再生計画の中に創生寄附活動事業による一定の補助金等の事業を加えた上、個別の事業計画を包括的にする方式に転換することで簡素化が図られる。地方公共団体が寄附受け入れのための基金を設置することが容易になる。寄附額や寄附のタイミングを柔軟に決められることにもなる。寄附額が事業費を上回らないことが確実であれば事業費確定の前でも寄附の受領が可能となる。制度の中途においても効果の検証をすることになっている。

② 控除額の計算

通常の寄附額の約3割が損金とされ、税額控除約6割(改正前3割)となっている。

法人住民税より寄附額の4割(改正前2割)を税額控除され、法人税からは法人住民税の控除額が寄附額の4割(改正前2割)に達しない場合において、寄附額の4割に相当する額から法人住民税の控除額を差し引いた額を控除する。法人事業税については寄附額の2割(改正前1割)が税額控除される。

③ 適用期間

税額控除の特例措置が、令和2年3月31日から令和7年3月31日まで5年間延長される。

4 控除を受けるための要件

- ①青色申告法人であること。
- ②1回あたり10万円の寄附が対象となる。
- ③寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けることは禁止されている。
- ④本社が所在する地方公共団体への寄附は本制度の対象とならない。
- ⑤一定の都道府県・市町村への寄附についても対象外となる。

5 おわりに

企業は創業地や工場を置く自治体、被災地に寄附するケースが多い。個人版のふるさと納税の寄附額に比して企業版ふるさと納税は大きく下回っている。19年度の期限終了に合わせて制度を延長し、税負担をさらに減らすことで、新産業の振興策など地方経済の活性化を後押しする事業に民間資金が流れやすくする。

現行制度では、寄附する事業が認定を受けたり関連予算が決まったりしてから申請を受け付けるのが原則だ。この手続きを緩和し、事業の詳細が固まる前でも、企業が決算期などに合わせて寄附できるようにする方向で調整している。多くの企業が地方活性に積極的に参加できる税制であってほしい。(令和2年度改正地方税法附則8の2の2、新措置法42の12の2①)

(右山研究グループ
税理士 辻 富世)